



目 次	ページ
告 示	
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
(3・3 掲示)	1
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○指定市町村事務受託法人に係る受託事務の廃止の届出 (高齢者福祉課)	1
◎告示 (指定市町村事務受託法人の指定) の廃止 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○私立専修学校の廃止の認可 (私学・大学支援課)	2
○私立各種学校の廃止の認可 (")	2
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (3件) (")	3
○公共測量の作業期間の変更の通知 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (4件) (")	4
○道路の占用を制限する区域の指定 (")	5
◎高知県立室戸広域公園、高知県立土佐西南大規模公園 (大方地区・佐賀地区) 及び高知県立土佐西南大規模公園 (中村地区) の指定管理者の指定 (公園下水道課)	5
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	6
高知県議会訓令	
◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	6
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数	

の50分の1の数 (3・5 掲示)	7
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	7
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	7
○高知県知事選挙の選挙運動の収支報告	7
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	10
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	10
正 誤	
○正誤 (令2・2・4 付け 告示)	12

告 示

高知県告示第117号の2	
くろまぐる (30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号) 第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の9割5分の数量を超えているため、同法第10条第2項の規定に基づき、令和2年3月3日から同月31日までの間、くろまぐるをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。 令和2年3月3日 (掲示済)	高知県知事 濱田 省司
高知県告示第126号	
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。 令和2年3月13日	高知県知事 濱田 省司
1 調査の名称 市町村における侵入防止柵設置状況調べ	
2 調査の目的 県内における鳥獣の侵入防止柵の設置状況を把握することにより、鳥獣による被害の対策のための基礎資料とするため。	
3 調査対象の範囲	
(1) 地域 県内全域	
(2) 単位 市町村	
(3) 属性 県内の全ての市町村	
4 報告を求める事項及びその基準となる期間	
(1) 報告を求める事項	

前年度に設置した鳥獣の侵入防止柵の種類及び延長並びに当該設置に係る事業費	
(2) その基準となる期間 報告を求める年度の前年度4月から3月までの1年間	
5 報告を求める者	
(1) 数 34市町村	
(2) 選定方法 全数	
6 報告を求めるために用いる方法	
(1) 調査組織 県が報告者に直接報告を求める。	
(2) 調査方法 電子メールによる調査	
7 報告を求める期間 毎年4月10日から5月10日まで	
高知県告示第127号	
介護保険法施行令 (平成10年政令第412号) 第11条の3第1項の規定により指定市町村事務受託法人から受託に係る市町村事務 (以下「受託事務」という。)の廃止の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のとおり告示する。 令和2年3月13日	高知県知事 濱田 省司
1 廃止に係る受託事務を行う事務所の名称及び所在地 社会福祉法人四万十市社会福祉協議会 四万十市右山五月町8番3号	
2 指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人四万十市社会福祉協議会 四万十市右山五月町8番3号	
3 指定市町村事務受託法人の代表者の職名及び氏名 会長 大林 郁男	
4 廃止年月日 令和2年3月31日	
5 廃止に係る受託事務の種類 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第24条の2第1項第2号に掲げる事務 (要介護認定調査事務)	
6 指定市町村事務受託法人の居宅サービス等の提供の有無 有	
高知県告示第128号	
平成20年4月高知県告示第282号 (指定市町村事務受託法人の指定) は、廃止する。 令和2年3月13日	高知県知事 濱田 省司
高知県告示第129号	
介護機関について、次のとおり生活保護法 (昭和25年法律第	

144号) 第54条の2 第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2 第1項の指定をした。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成31年4月1日	医療法人白菊会 土佐市新居萩の里1	白菊園病院 土佐市新居萩の里1 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
令和元年11月15日	有限会社浜田薬局 高岡郡越知町越知甲1609	有限会社浜田薬局バイパス店 高岡郡越知町越知甲1682-5 居宅療養管理指導

高知県告示第130号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

学校名	設置者名	認可年月日
高知県医師会看護専門学校	一般社団法人高知県医師会	令和2年3月13日

高知県告示第131号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

学校名	設置者名	認可年月日
高知学芸進学アカデミー	学校法人高知学芸高等学校	令和2年3月13日

高知県告示第132号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町橘浦字下轟山491(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第133号

令和2年2月高知県告示第60号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋412番地
イ 氏名
大崎 一心
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡葉山村貝ノ川床鍋412番地
イ 氏名
大崎 一心
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡葉山村貝ノ川床鍋247番地、249番地
イ 氏名
大崎 寿亀
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋
イ 氏名
大崎 治三郎
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡葉山村貝ノ川床鍋
イ 氏名
大崎 治三郎
 - ア 登記簿記載の住所

- 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋52番地
イ 氏名
大崎 秀春
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡葉山村貝ノ川床鍋8番屋敷
イ 氏名
大崎 芳弥
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋8番屋敷
イ 氏名
大崎 芳弥
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡葉山村貝ノ川床鍋412番地
イ 氏名
大崎 静一
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋412番地
イ 氏名
大崎 静一
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋452番地
イ 氏名
山崎 伊勢吉
- ア 登記簿記載の住所
南国市岡豊町定林寺197番地
イ 氏名
山崎 厚
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋688番地
イ 氏名
山崎 幸一
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋1番屋敷
イ 氏名
山崎 政次
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋571番地
イ 氏名
山崎 政次
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡葉山村貝ノ川床鍋571番地
イ 氏名
山崎 政次
- ア 登記簿記載の住所
高岡郡下山村貝ノ川床鍋751番地

<p>イ 氏名 山崎 政次 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋</p>	<p>山崎 雪 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 津野町(次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>施業要件を変更する予定の通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和2年3月13日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>イ 氏名 山崎 政次 (19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋</p>	<p>(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p>	<p>1 所在不明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野丙383番地 (2) 氏名 吉門 栄</p>
<p>(20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋</p>	<p>(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第134号 令和2年2月高知県告示第61号で告示した指定施業要件の変更</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 津野町(次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>イ 氏名 山崎 松四郎 (21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋11番屋敷</p>	<p>予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和2年3月13日</p>	<p>(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>イ 氏名 山崎 浅次 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋13番屋敷</p>	<p>高知県告示第134号 令和2年2月高知県告示第61号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和2年3月13日</p>	<p>高知県告示第136号 令和元年10月高知県告示第447号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を令和2年2月26日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和2年3月13日</p>
<p>イ 氏名 山崎 鉄次 (23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋</p>	<p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村新土居25番地 イ 氏名 山崎 一雄</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>イ 氏名 山崎 鉄次 (24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋13番屋敷</p>	<p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村新土居95番屋敷 イ 氏名 田中 和吉</p>	<p>1 作業種類 公共測量(基準点測量及び水準測量) 2 作業期間 (変更前) 令和元年10月15日から令和2年2月28日まで (変更後) 令和元年10月15日から令和2年5月29日まで</p>
<p>(25)ア 登記簿記載の住所 大阪市平野区喜連西三丁目18番2-301号</p>	<p>イ 氏名 山本 義晴</p>	<p>3 作業地域 四万十市及び幡多郡黒潮町の各一部</p>
<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋252番地</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 津野町(次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>高知県告示第137号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和2年3月13日</p>
<p>イ 氏名 山崎 隆昌 (27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡下半山村貝ノ川床鍋</p>	<p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>高知県知事 濱田 省司</p>
<p>イ 氏名 山崎 雪 (28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村貝ノ川床鍋</p>	<p>高知県告示第135号 令和2年2月高知県告示第62号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定</p>	<p>1 道路の種類 国道 2 路線名 439号 3 道路の区域</p>

区	間	変更前	敷地の幅員	延	長
---	---	-----	-------	---	---

	後の別	(メートル)	(メートル)
高岡郡津野町北川字 柚木野4041番1地先 から	前	4.6 }	212
	後	6.5 }	212
高岡郡津野町北川字 柚木野9855番まで		15.3	

高知県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町片岡字 下礮6192番1	前	14.9 }	20
	後	14.9 }	20
		25.9	

高知県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

四万十市古尾字ゴビ ヨウ1501番1から 四万十市古尾字ゴビ ヨウ1502番11地先ま で	前	3.1 }	220
	後	6.2 }	220
		33.9	

高知県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町橋浦字 先谷5番1から 幡多郡大月町橋浦字 ツルバ山454番2ま で	前	10.0 }	360
	後	10.0 }	360
		44.5	

高知県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

四万十市西土佐江川崎字上 高2637番2から 四万十市西土佐江川崎字松 木ノ本2768番1まで	400	令和2年3月13 日
--	-----	---------------

高知県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩目地西佐川停車場
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡佐川町加茂字タトロ カ1337番1から 高岡郡佐川町加茂字シボラ リ1431番1まで	197	令和2年3月13 日

高知県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市古尾字ゴビヨウ 1501番1から 四万十市古尾字ゴビヨウ 1502番11地先まで	220	令和2年3月13 日

高知県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町橘浦字先谷5番1から 幡多郡大月町橘浦字ツルバ山454番2まで	360	令和2年3月13日

高知県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間高知県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定する道路の路線名及び占用を制限する区域

路線名	占用を制限する区域
国道195号	南国市小籠字忠兵衛835番2地先から 南国市東崎字西天神田931番地先まで 香美市土佐山田町字西白井2284番1地先から 香美市土佐山田町楠目字下夕屋式436番2地先まで
国道439号	四万十市中村京町五丁目19番1地先から 四万十市駅前町287番地先まで
国道441号	四万十市中村字耳切田1716番2地先から 四万十市中村京町五丁目18番地先まで
県道高知伊予三島	高知市鳥越字六月カイ田14番1地先から 高知市尾立字一本木379番口地先まで

県道春野赤岡	高知市浦戸字城山817番1地先から 高知市種崎字塩屋ノ松773番3地先まで
県道高知本山	高知市本町二丁目8番1地先から 高知市北秦泉寺字坂本759番1地先まで
県道安芸物部	安芸市港町二丁目638番1地先から 安芸市港町二丁目634番1地先まで
県道前浜植野	香美市土佐山田町中野字坂西725番4地先から 香美市土佐山田町字秋月丸593番6地先まで
県道桂浜はりまや	高知市棧橋通五丁目2番6地先から 高知市南はりまや町一丁目1番地先まで 高知市長浜字若宮6598番4地先から 高知市横浜字北添196番4地先まで
県道桂浜宝永	高知市弘化台107番地先から 高知市二葉町1501番地先まで 高知市仁井田字西ノ野218番1地先から 高知市仁井田字朝日ヶ丘4570番1地先まで
県道高知南環状	高知市瀬戸西町三丁目9番1地先から 高知市瀬戸西町三丁目143番24地先まで 高知市長浜字クボ田990番1地先から 高知市長浜字中沢1052番1地先まで
県道高知土佐	高知市曙町一丁目463番地先から 高知市針木本町5番1地先まで
県道土佐伊野	土佐市高岡町字砂畑甲698番2地先から 土佐市高岡町字淵岩乙10番2地先まで
県道高知北環状	高知市本宮町字中山200番地先から 高知市一宮南町二丁目3796番1地先まで 高知市高須本町404番3地先から 高知市高須新町一丁目159番1地先まで

県道南国インター	南国市東崎字八幡田469番地先から 南国市大塚字亀田乙1258番1地先まで
県道土佐山田野市	香美市土佐山田町旭町一丁目1番2地先から 香美市土佐山田町岩積字竹ノツゴ337番6地先まで
県道南国野市	南国市後免町一丁目146番1地先から 南国市大塚字西屋敷甲372番2地先まで
県道高知港	高知市棧橋通六丁目1番2地先から 高知市棧橋通六丁目50番20地先まで
県道高知南国	高知市南御座1001番1地先から 高知市南久保408番地先まで 高知市大津字村田乙1849番4地先から 高知市大津字木ノ下甲571番15地先まで
県道高知南インター	高知市高須新町三丁目103番1地先から 高知市高須新町三丁目1123番3地先まで
県道北本町領石	高知市北本町二丁目1901番地先から 高知市一宮字藤ヶ原2730番1地先まで
県道朝倉伊野	高知市朝倉字横田乙881番12地先から 高知市朝倉字野津古谷丙1950番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設による場合を除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年4月1日

高知県告示第146号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により施設ごとに指定管理者の指定をしたので、同条

例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。
令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 高知県立室戸広域公園
 - (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
 - (2) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 高知県立土佐西南大規模公園 (大方地区・佐賀地区)
 - (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
幡多郡黒潮町浮鞭3573番地5
特定非営利活動法人NPO砂浜美術館
 - (2) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 高知県立土佐西南大規模公園 (中村地区)
 - (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
四万十市不破出来島2058番地20
公益財団法人四万十市公園管理公社
 - (2) 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、安芸市伊尾木土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出があった。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	黒岩 榮之	安芸市伊尾木772番地22
〃	川島 正秋	〃 〃 12番地
〃	濱田 隆弘	〃 〃 133番地
〃	安養寺英和	〃 〃 315番地
〃	有澤 勝郎	〃 〃 264番地
〃	有澤 俊輔	〃 〃 339番地3
〃	安養寺 勝	〃 〃 451番地1
〃	西岡 聡	〃 〃 1246番地
〃	山脇 隆	〃 〃 2634番地
〃	有澤 薫	〃 〃 1920番地
監事	有澤 初彦	〃 〃 773番地1
〃	畠山 敬介	〃 〃 414番地
(就任)		
理事	黒岩 榮之	安芸市伊尾木772番地22

〃	川島 正秋	〃 〃 12番地
〃	濱田 隆弘	〃 〃 133番地
〃	安養寺孝之	〃 〃 294番地
〃	門田 良雄	〃 〃 263番地
〃	有澤 俊輔	〃 〃 339番地3
〃	安養寺 勝	〃 〃 451番地1
〃	西岡 聡	〃 〃 1246番地
〃	山脇 隆	〃 〃 2634番地
〃	有澤 薫	〃 〃 1920番地
監事	有澤 初彦	〃 〃 773番地1
〃	畠山 敬介	〃 〃 414番地

議 会 訓 令

高知県議会訓令第1号

議会事務局

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月13日

高知県議会議長 桑名 龍吾

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令

高知県議会事務局規程 (平成15年2月高知県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第10号「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「及び給与」を「、給与及び福利厚生」に改める。

第11条第1項第8号「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月13日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第3号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則 (平成6年高知県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「情報管理課」を「情報管理課 留置管理課」に改める。

第6条第2項及び第3項を削る。

第6条の2第1項に次の1号を加える。

(5) 警察史に関すること。

第6条の2第2項及び第3項中「術科指導室」を「術科指導室

及び警察史編さん室」に改める。

第7条第1項第1号中「第46条の2第2項」を「第47条第2項」に改める。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(留置管理課)

第10条の2 留置管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被留置者の管理に関すること。
- (2) 留置業務の企画、調整及び指導に関すること。
- (3) 被留置者の護送に関すること。

第11条第1項第10号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

第12条第1項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

第27条に次の1号を加える。

(5) 雑踏警備に関すること。

第35条第2項中「監察官及び留置管理官」を「警務管理官及び監察官」に改める。

第36条第2号中「校長補佐又は隊長補佐」を「所長補佐、隊長補佐又は校長補佐」に改める。

第38条第1号エ中「給与調査官、機構改革推進室長」を「給与・人事調査官」に改め、同号オ中「上席師範」を「上席師範、警察史編さん室長」に改め、同条第2号エ中「人身安全対処室長」を「人身安全対処室長、児童虐待対策官」に改める。

第41条の見出し及び同条第1項中「監察官及び留置管理官」を「警務管理官及び監察官」に改め、同条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 警務管理官は、上司の命を受け、人事に関する事務 (給与・人事調査官の主管に属する事項を除く。) 及び特定の事務を総括処理する。

第42条第1項及び第4項中「校長補佐、隊長補佐」を「所長補佐、隊長補佐、校長補佐」に改める。

第46条第1項中「給与調査官」を「給与・人事調査官」に改め、「機構改革推進室長及び」を削り、同条第2項中「給与調査官」を「給与・人事調査官」に、「給与に関する」を「給与及び勤務制度に関する事務並びに特定の」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第46条の2第1項中「、師範」を「、警察史編さん室長には警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員を、師範」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 警察史編さん室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、警察史に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第53条第1項中「及び人身安全対処室長」を「、人身安全対処室長及び児童虐待対策官」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 児童虐待対策官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、児童虐待対策に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号及び第11条第1項第10号の改正規定は、公布の日から施行する。

----- 選挙管理委員会告示 -----

高知県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,157人である。

令和2年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,969人である。

令和2年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,384人
室戸市・東洋町選挙区	4,671人
安芸市・芸西村選挙区	6,080人
南国市選挙区	13,211人
土佐市選挙区	7,664人

須崎市選挙区	6,125人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,744人
土佐清水市選挙区	4,013人
四万十市選挙区	9,604人
香南市選挙区	9,330人
香美市選挙区	7,513人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,120人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,355人
吾川郡選挙区	8,208人
中土佐町・樽原町・津野町・四万十町選挙区	9,577人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,760人
黒潮町選挙区	3,250人

高知県選挙管理委員会告示第17号

令和元年11月24日に執行された高知県知事選挙において選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

令和2年3月13日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和元年11月24日執行 高知県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
28,468,600 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	仲江 顕 治	所属党派	無所属	期間	令和元年10月28日から 令和元年11月28日まで
出納責任者氏名	大 西 正 祐			第1回分	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
立憲・平和・共 生県民連合高知	政治団体	1,582,345	家屋費	270,000
			選挙事務所費	270,000
			集会会場費	0
			通信費	2,765
			交通費	21,580
			印刷費	1,364,495
			広告費	476,124
			文具費	117,643
			食糧費	410,886
			休泊費	193,120
			雑費	20,732
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		1,582,345	今回計	2,877,345
前回計		0	前回計	0
総 計		1,582,345	総 計	2,877,345

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	575,000円
	ポスターの作成	720,000円
	計	1,295,000円

報告書受理年月日	令和元年12月10日	第1回 報告分
----------	------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和元年11月24日執行 高知県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
28,468,600 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	仲江 顕 治	所属党派	無所属	期間	令和元年11月10日から 令和元年12月24日まで
出納責任者氏名	大 西 正 祐			第2回分	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
立憲・平和・共 生県民連合高知	政治団体	133,871	家屋費	127,200
			選挙事務所費	0
			集会会場費	127,200
			通信費	6,671
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		133,871	今回計	133,871
前回計		1,582,345	前回計	2,877,345
総 計		1,716,216	総 計	3,011,216

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	575,000円
	ポスターの作成	720,000円
	計	1,295,000円

報告書受理年月日	令和元年12月25日	第2回 報告分
----------	------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年11月24日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,468,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	濱田省司	所属党派	無所属	期間	令和元年10月7日から 令和元年12月5日まで
出納責任者氏名	福井啓二			第1回分	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
				1,287,053
高知県医師連盟	政治団体	1,000,000	家屋費	972,506
高知県歯科医師連盟	政治団体	500,000	選挙事務所費	404,434
			集会会場費	568,072
高知県薬剤師連盟	政治団体	300,000	通信費	60,000
自由民主党本部	政党	2,000,000	交通費	106,649
岩崎 定之	会社役員	100,000		
岸本 顕	会社役員	100,000	印刷費	2,189,000
浦松 壮一郎	医師	101,000	広告費	1,950,901
日本柔道整復師連盟	政治団体	30,000	文具費	4,841
島津 栄一	医師	100,000	食糧費	366,444
日本歯科医師連盟	政治団体	100,000	休泊費	372,310
岡本 幸夫	団体役員	500,000	雑費	119,518
その他の寄附		0	今回計	7,429,222
その他の収入		1,000,000	前回計	0
今回計		5,831,000	総計	7,429,222
前回計		0		
総計		5,831,000		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	695,750円
	ポスターの作成	1,329,654円
	計	2,025,404円

報告書受理年月日	令和元年12月9日	第1回 報告分
----------	-----------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年11月24日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,468,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	濱田省司	所属党派	無所属	期間	令和元年11月19日から 令和元年12月12日まで
出納責任者氏名	福井啓二			第2回分	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
				0
			家屋費	6,820
			選挙事務所費	0
			集会会場費	6,820
			通信費	0
			交通費	134,925
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	37,958
その他の寄附		0	今回計	179,703
その他の収入		0	前回計	7,429,222
今回計		0	総計	7,608,925
前回計		5,831,000		
総計		5,831,000		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	695,750円
	ポスターの作成	1,329,654円
	計	2,025,404円

報告書受理年月日	令和元年12月13日	第2回 報告分
----------	------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年11月24日執行 高知県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
28,468,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	濱田省司	所属党派	無所属	期間	令和2年1月21日から 令和2年1月21日まで
出納責任者氏名	福井啓二			回数	第3回分

収入			支出		円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費		0
		0	家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		65,100
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			宿泊費		0
			雑費		0
その他の寄附		0	今回計		65,100
その他の収入		0	前回計		7,608,925
今回計		0	総計		7,674,025
前回計		5,831,000			
総計		5,831,000			

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ピラの作成	695,750円
	ポスターの作成	1,329,654円
	計	2,025,404円

報告書受理年月日	令和2年1月21日	第3回 報告分
----------	-----------	---------

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第5号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表警察の項3種の欄中

「監察官
留置管理官」
を

「警務管理官

監察官」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の6級の警察の項中「給与調査官」を「給与・人事調査官」に改める。

別表第2の4級の項中

「小隊長」

を

「小隊長

分駐隊長」

に、

「警察署の課長」

を

「警察署の課長

警備派出所長」

に改め、「係員」を削り、同表の5級の項中「子ども・女性安全対策班長」及び「航空隊長」を削り、

「組織犯罪対策指導官」

を

「組織犯罪対策指導官
科学捜査研究所の所長補佐」
に改め、「分駐隊長」及び「警備派出所長」を削り、同表の6級の項中
「地域安全対策推進室長」
を
「地域安全対策推進室長
航空隊長」
に改め、「警備調査官」、「生活安全官」、「地域官」、「刑事官」、「交通官」、「警備官」及び「中村警察署清水警察庁舎長」を削り、同表の7級の項中
「監察官
留置管理官」
を
「警務管理官
監察官」
に改め、「機構改革推進室長」を削り、
「高速道路交通警察隊長」
を
「高速道路交通警察隊長
警備調査官」
に、
「高知東警察署本山警察庁舎長」
を
「高知東警察署本山警察庁舎長
中村警察署清水警察庁舎長」
に改める。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正			誤					
					指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類	指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類			
令2・2・4	10208	○告示	2	左 (15～45) 中 (1)	令和元年9月1日	医療法人岩河会 香美市土佐山田町百石町二丁目4-20	医療法人岩河会岩河整形外科 香美市土佐山田町百石町二丁目4-20 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和元年10月1日	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問看護げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問看護	令和元年10月1日	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問看護げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問看護
					令和元年10月1日	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問看護げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問看護	令和元年10月1日	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問看護げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問看護	令和元年10月1日	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問看護げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問看護
					〃	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問リハビリテーション げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問リハビリテーション	〃	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問リハビリテーション げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問リハビリテーション	〃	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	訪問看護げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防訪問看護
					〃	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	通所リハビリテーション げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防通所リハビリテーション	〃	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	通所リハビリテーション げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防通所リハビリテーション	〃	医療法人次田会 土佐清水市旭町18-71	通所リハビリテーション げんき 土佐清水市旭町18-71 介護予防通所リハビリテーション
					令和元年11月1日	今井歯科医院 香南市赤岡町574	今井歯科医院 香南市赤岡町574 居宅療養管理指導	令和元年11月1日	今井歯科医院 香南市赤岡町574	今井歯科医院 香南市赤岡町574 居宅療養管理指導	令和元年11月1日	今井歯科医院 香南市赤岡町574	今井歯科医院 香南市赤岡町574 居宅療養管理指導
					〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
					〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃